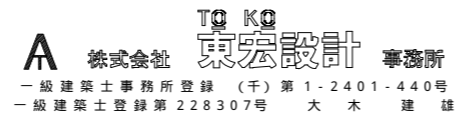


習志野研修・防災センター 新築工事（第一期） 設計図

図面リスト							
意 匠			構 造		電気設備		
NO	図 面	NO	図 面	NO	図 面		
A-00	表紙・図面リスト	A-35	1階展開図(1)	S-01	構造設計特記仕様(1)	図面リストによる	
A-01	建築工事特記仕様書(1)	A-36	1階展開図(2)	S-02	構造設計特記仕様(2)		
A-02	建築工事特記仕様書(2)	A-37	1階展開図(3)	S-03	地盤調査報告		
A-03	建築工事特記仕様書(3)	A-38	1階展開図(4)	S-04	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)		
A-04	建築工事特記仕様書(4)	A-39	1階展開図(5)	S-05	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)		
A-05	建築工事特記仕様書(5)	A-40	1階展開図(6)	S-06	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)		
A-06	建築工事特記仕様書(6)	A-41	1階展開図(7)	S-07	鉄骨構造標準図(1)		機械設備
A-07	建築工事特記仕様書(7)	A-42	2階展開図(1)	S-08	鉄骨構造標準図(2)	NO	図 面
A-08	建築工事特記仕様書(8)	A-43	2階展開図(2)	S-09	ISベース柱脚工法設計施工標準図(1)	M-01	機械特記仕様書(1)
A-09	案内図・計画概要	A-44	2階展開図(3)	S-10	ISベース柱脚工法設計施工標準図(2)	M-02	機械特記仕様書(2)
A-10	敷地・建物求積図	A-45	2階展開図(4)	S-11	MAGNUM-BASIC工法 特記仕様書	M-03	機械特記仕様書(3)
A-11	各室求積図	A-46	2階展開図(5)	S-12	F.T.Pile工法 既製コンクリート杭	M-04	凡例・標準図
A-12	配置図	A-47	2階展開図(6)	S-13	ヘーベル横壁HDR構法設計施工標準図	M-05	給排水設備 機器表・器具表
A-13	仕上表(1)	A-48	建具キープ	S-14	MAデッキ合成スラブ設計・施工標準仕様書	M-06	給排水設備 樹リスト
A-14	仕上表(2)	A-49	建具表(1)	S-15	アイルーフ75 耐火構造設計・施工標準	M-07	給排水設備 系統図
A-15	1階平面図	A-50	建具表(2)	S-16	OSリング工法設計施工標準図(参考)	M-08	現況図
A-16	2階平面図	A-51	建具表(3)	S-17	杭伏図	M-09	給排水設備 配置図
A-17	屋根伏図	A-52	法テック平面図	S-18	基礎伏図	M-10	給排水設備 1階平面図
A-18	立面図	A-53	採光・換気・排煙計算表	S-19	2階伏図	M-11	給排水設備 2階平面図
A-19	断面図	A-54	外構図	S-20	R階伏図	M-12	給排水設備 平面詳細図
A-20	1階天井伏図	A-55	外構詳細図	S-21	軸組図(1)	M-13	配管切り回し計画図
A-21	2階天井伏図	A-56	(参考)仮設計画図	S-22	軸組図(2)	M-14	【撤去】給排水設備 配置図
A-22	1階平面詳細図(1)	A-57	(参考)SSD詳細図	S-23	軸組図(3)	M-15	空調設備 機器表(1)
A-23	1階平面詳細図(2)	A-58	(参考)昇降機設備図(1)	S-24	軸組図(4)	M-16	空調設備 機器表(2)
A-24	1階平面詳細図(3)	A-59	(参考)昇降機設備図(2)	S-25	軸組図(5)	M-17	空調設備 1階平面図
A-25	1階平面詳細図(4)	A-60	(参考)昇降機設備図(3)	S-26	軸組図(6)	M-18	空調設備 2階平面図
A-26	2階平面詳細図(1)	A-61	(参考)昇降機設備図(4)	S-27	基礎リスト、地中梁リスト	M-19	換気設備 機器表
A-27	2階平面詳細図(2)	A-62	(参考)昇降機設備図(5)	S-28	基礎雑配筋図	M-20	換気設備 1階平面図
A-28	2階平面詳細図(3)	A-63	(参考)昇降機設備図(6)	S-29	大梁リスト、継手リスト	M-21	換気設備 2階平面図
A-29	2階平面詳細図(4)	A-64	(参考)昇降機設備図(7)	S-30	柱リスト、小梁リスト、部材リスト	M-22	計装設備 1階平面図
A-30	断面詳細図	A-65	(参考)昇降機設備図(8)	S-31	芯線図	M-23	計装設備 2階平面図
A-31	屋内階段詳細図	A-66	(参考)雨水貯留槽詳細図	S-32	鉄骨雑詳細図		
A-32	屋外階段詳細図	A-67	(参考)防火水槽詳細図	S-33	X5通り鉄骨詳細図		
A-33	雑詳細図(1)	A-68	(参考)仮設計画図				
A-34	雑詳細図(2)	A-69	現況図				

記 録	訂 正

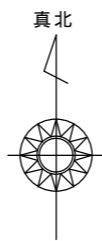


設 計	日 付	承 認	名 称	習志野研修・防災センター 新築工事(第一期)	図 番
	2026.5.30		図 名	表紙・図面リスト	A-00
			縮 尺	(A2)	

工事名称	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																
習志野研修・防災センター新築工事（第一期） ○本工事は、フレックス工期契約制度の適用工事である。工事の着手期限及び工期の終期日は次のとおり。 工事の着手期限 令和 8年 12月 24日 工期の終期日 令和 9年 10月 31日 留意事項 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後 7日以内に工事着手日通知書を発注者に届けなければならない。 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第 11条に基づく現場代理人の設置を要しない。 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。 前払金は、工事着手日の10日前までは請求できない。	1 一般共通事項 ⑨. ワンデーレスポンス ⑩. 化学物質を発生する建築材料等	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2）受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照直し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の 1）から 4）を満たすものとする。（1.4.1） 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4）1）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用しものとする。 5）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の 又は に該当する材料を指し、同区分「第3種」とは次の 又は に該当する材料を指す。 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 ○ 適用する ・ 適用しない （1.5.2）	1 一般共通事項 ⑮. 材料試験 ⑯. 施工図等の取扱い ⑰. 設備工事との取扱い ⑱. 安全対策 ⑲. 過積載による違法運行の防止 ⑳. 環境対策 ㉑. 工事現場管理 ㉒. 発生材の処理 23. 県内生産品 24. 電子納品 ㉓. デジタル工事写真の小黑板情報電子化	コンクリート圧縮試験及び鉄筋の引張等試験については、千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。 施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記-2（工事区分表）による。 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う審査、検討、安全点検等に協力すること。 交通整理員 ○ 配置する ○ 配置しない 配置概要 配置人数： 1人 配置期間：10ヶ月 配置場所： 工事エリア出入口付近 工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1. 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2. さし枠着車庫、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3. 過積載車両、さし枠着車庫、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠着車庫、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5. 建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6. 以上のことにつき、下請業者にも十分協力すること。 受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と、円滑な工事施工を図ること 建設機械は、排出対策車及び、低騒音型を使用すること 特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき実施する。 本工事で使用する軽油については、「JIS規格軽油を使用すること。 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の採取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は同等な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1. 不法・違法無線（法不/ソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。 受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先: kensanhinmz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等を含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し別電子成果物として提出することとする。（1.3.8） 1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品とは、納品、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することを行う。 この中でいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領【平成24年4月国土交通大臣官房官庁営繕部】」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。 3 本工事は、設計図CADデータを貸与（○ する ・ しない）。 設計図CADデータを貸与する場合の著作権者は（株）東宏設計事務所（ ）であり、貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。 4 「要領」に記載のない資料及び「紙」により提出する資料の扱い、または、電子データにより提出する資料のデータ形式等については、事前に監督職員と十分に協議のうえ決定すること。 5 電子成果物の提出の際には、「電子成果物作成支援・検査システム」等によりチェックを行い、エラーのないことを確認し、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。 6 「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。 7 「要領」に基づき提出する電子媒体の原本性を証明するため、監督職員と相互に内容を確認し、CD-R又はDVD-Rのラベルに直接署名または捺印した上で提出すること。 8 「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体に記録して3部作成し、1部は監督職員へ提出し、1部は完成図面に張り込むこと。残りの1部は、工事完成検査後、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）に提出すること。 9 工事完成検査時には、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を、換行すること。 10 工事完成検査後は、速やかに、電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。またその後、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果物は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 千葉県の電子納品運用ガイドラインは千葉県ホームページ内にて参照できます。 千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン 平成25年10月 【営繕工事編】 電子納品関連資料は国土交通省のホームページ内にて参照できます。 営繕工事電子納品要領 平成24年版	1 一般共通事項 ㉔. 中間検査 27. 中間検査の指定対象工事 ㉕. 創意工夫等 ㉖. 完成図等 30. 施設点検	(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(2)に示す小黑板情報の電子的記入については、同要領4. で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することができる。 ・ 中間検査を実施する（回数 3回、施時期 杭工事・鉄骨建方完了時、部分使用前） 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要領（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、及び主要工事を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。 なお、検査日及び検査実施氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術の確認等を行うが、給付の対象としない。 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 下記 (1) - (3) を工事引継書により引継ぐこと。（1.7.1-3） (1) 工事写真 1部 営繕工事写真撮影要領 平成28年版 国土交通大臣官房官庁営繕部制定 (2) 完成写真（撮影要領） 監督職員の承諾する撮影業者（ ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>部</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラー</td> <td>○ キヤピネ版</td> <td>10箇所</td> <td>・ 3部 ○ 1部</td> </tr> </tbody> </table> (3) 完成図等 階層描写図等をA4に折りたたみ製本 1部、 ・ 見開き製本 部 （電子納品CDを袋に入れ綴じ込む）	分類・規格	撮影箇所数	部	数	カラー	○ キヤピネ版	10箇所	・ 3部 ○ 1部								
分類・規格	撮影箇所数	部	数																			
カラー	○ キヤピネ版	10箇所	・ 3部 ○ 1部																			
仕様書 第1 工事概要 1. 工事場所 千葉県習志野市茜浜1-17の一部 2. 敷地面積 1,707.94 m2 3. 主要用途 事務所 4. 建物概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築面積(m2)</th> <th>延べ面積(m2)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>鉄骨造</td> <td>2</td> <td>579.62</td> <td>1,146.75</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 第2 建築工事仕様 1. 共通仕様書 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「標仕」という）による。 2. 特記仕様書 1）項目は、番号に 印のついたものを適用する。 2）特記事項は○のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は 印のついたものを適用する。 ○印と 印のついた場合は、共に適用する。 3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は建築工事共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4）(G)印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特記調達品目を示す。(G)印は、グリーン購入法の適用品を使用すること。 ただし、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。	建物名称	構造	階数	建築面積(m2)	延べ面積(m2)	備考	事務所	鉄骨造	2	579.62	1,146.75		①. 適用基準等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（最新版） ○ 営繕工事写真撮影要領（最新版） ○ 建築工安全施工技術指針・同解説 建設大臣官房官庁営繕部監修 ○ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） 国土交通省住宅局建築指導課監修 ○ 千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ○ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ○ 建築物における建設副産物管理マニュアル・同解説 ○ 国土交通大臣官房官庁営繕部設備一環課課長環境対策室監修（平成18年度版） 2. 工事実績情報の登録 本工事の最終納付金（消費税込）が、500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（CORIS）に、に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。（1.1.4） (1) 工事受注時 契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時 契約事項の確定日から10日以内 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内	③. 電気保安技術者 ○ 適用しない （1.3.3） ・ 適用する（ ・ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物 ） ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3(a) - (c)の他、次によるものとする。 工事現場に直く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（ ）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。	④. 工事電力設備の保安責任者 工事用電力設備の保安責任者は千葉県自家用電気工作物保安規程第二十六条の3により使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。（1.3.4）	⑤. 保険 本工事の完成引渡まで工事事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に附すること。 (1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額 請負代金全額 (3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡までの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。	⑥. 設計GL ○ 図示 ・ 設計GL = 現状GL	⑦. 条件明示項目 ⑧. 建築材料等 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1) - (6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、本工事において使用する材料が県内において生産されるものについては、優先して使用するよう配慮する。 環境配慮物品調達方針に基づき環境に配慮した物品を優先的に購入するように配慮する。 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の基準にない、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。	③. 化学物質の濃度測定 ⑭. 木質保存剤 施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。（1.5.9） ○ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○ パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採り機器により行う。 着工前の測定 ・ 行う 測定対象室 ○ 図示 ○ 図示 測定箇所数 ○ 図示 ○ 1ヶ所 測定数値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。 木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤は、クロルピリホスを含有しない非有機リン系の薬剤とする。（12.2.1） 木材の防腐・防蟻処理方法 （12.3.1）(12.3.2) 木材の防腐・防蟻処理は工場において加圧式より行ない、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した個所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。	2 仮設工事 ①. 監督職員事務所 ②. 工事用水 ③. 工事用電力 ④. 仮囲い ⑤. 仮設通路 ⑥. 仮設足場 3 土工 ①. 埋めもどし及び盛り土 ②. 建設発生土の処理 3. 山留めの存置 4 5 鉄筋工事 6 コンクリート工事 7 鉄骨工事	①. 設けない 監督職員規模 (㎡) ・ 10程度 ・ 20程度 ・ 35程度 ・ 65程度 ・ 100程度 ・ 程度 ②. 利用できない ○ 利用できる (○ 有償 ・ 無償) (2.3.1) ③. 利用できない ○ 利用できる (○ 有償 ・ 無償) (2.3.1) ④. 仮囲い ・ 成型鋼板 H= 3.0 m, L= *** m ・ 3'-ド'ジャ H= 1.8 m, L= *** m ・ 単管シート張 H= 1.8 m, L= ** m ⑤. 仮設通路 ○ 鋼板敷き（長さ 6.0 m, 幅 1.5 m, 厚さ 22mm, *** ㎡） ⑥. 仮設足場 別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用させる。 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式より行うこと。 【別図、建築工事特記仕様書（8）参照】 ①. 埋めもどし及び盛り土 種類 ・ A種 B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3) (表3.2.1) ・ 建設汚泥から再生した処理土 (G) 千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」、及び「建設副産物処理基準」（別記・1）に基づき適正に処理すること。 ②. 建設発生土の処理 ① 横内指示の場所に敷ならし ・ 横内指示の場所に堆積 (3.2.5) ○ 横外搬出適切処理（別記・1による） 3. 山留めの存置 存置範囲（ 図示 ・ ） (3.3.3)	特記仕様書（構造関係）による 特記仕様書（構造関係）による 特記仕様書（構造関係）による 特記仕様書（構造関係）による 特記仕様書（構造関係）による
建物名称	構造	階数	建築面積(m2)	延べ面積(m2)	備考																	
事務所	鉄骨造	2	579.62	1,146.75																		

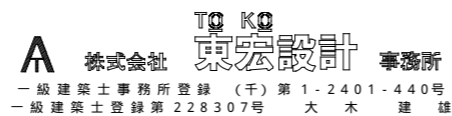
記録	訂正	設計	日付	承認	名称	図番
		株式会社 東宏設計 事務所	2026.5.30		習志野研修・防災センター 新築工事（第一期）	A-01
		一級建築士事務所登録（千）第1-2401-440号 一級建築士登録第228307号 大木建雄			建築工事特記仕様書（1）	
					縮尺 S=1: -	

計画概要	
工事名称	習志野研修・防災センター 新築工事（第一期）
建築主	一般社団法人 千葉県トラック協会 会長 池田和彦
敷地概要	
計画地(地名地番)	習志野市茜浜1-17の一部
敷地面積	1,707.94㎡
区域の指定	法22条指定区域
用途地域	準工業地域
防火地域・高度地区等	指定なし
その他地域・条例	-
指定建蔽率	60%
指定容積率	200%
道路	法第42条1項1号道路 県道千葉船橋海浜線 幅員：50.060m
建物概要	
研修棟	
用途	事務所
工事種別	新築
構造・階数	鉄骨造・2階建て・準耐火（口-2）
高さ	最高高さ：9.715m 最高軒高：9.085

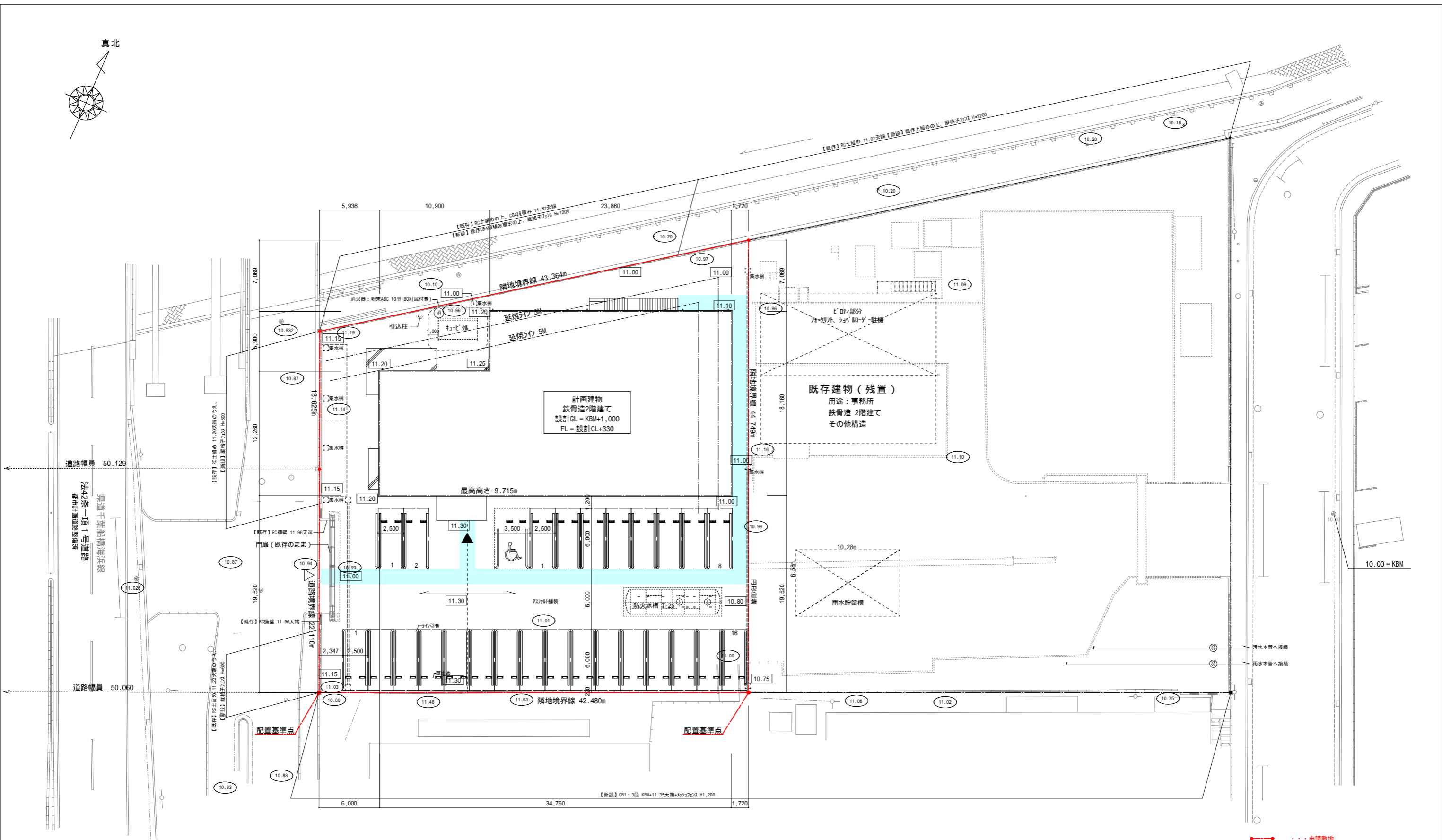
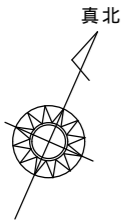


申請地：千葉県習志野市茜浜1-17の一部

記録	訂正



設計	日付	承認	名称	習志野研修・防災センター新築工事（第一期）	図番
	2026.5.30		図名	案内図・計画概要	A-09
			縮尺	(A2) 1:2500	



計画建物
鉄骨造2階建て
設計GL = KBM+1,000
FL = 設計GL+330

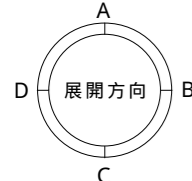
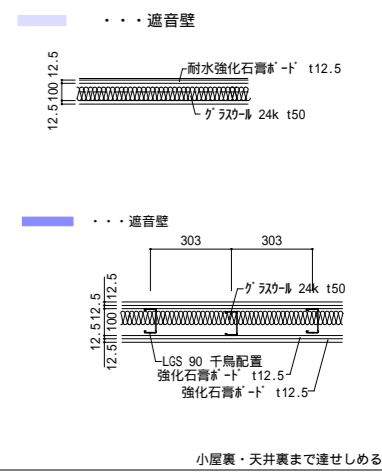
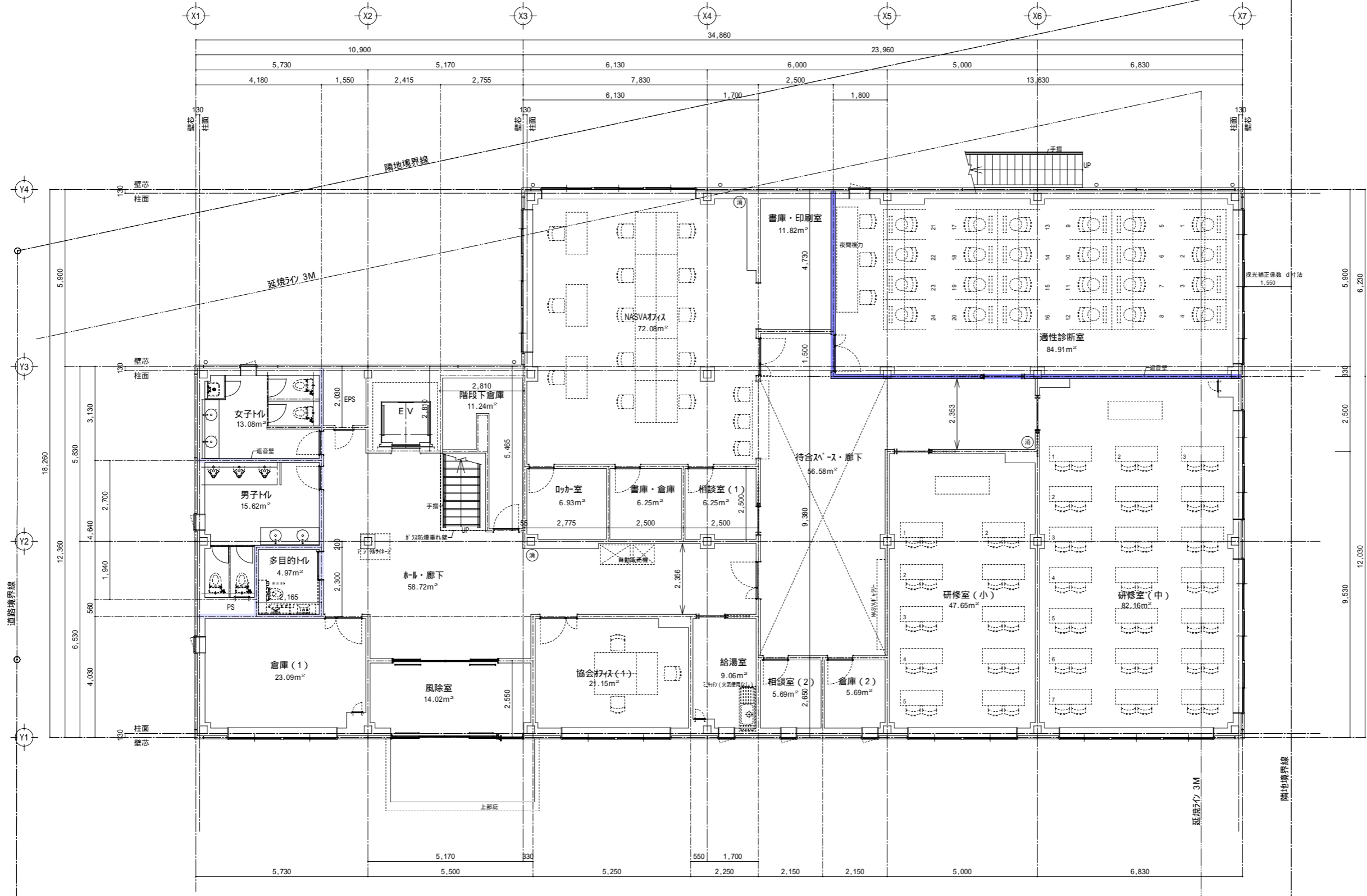
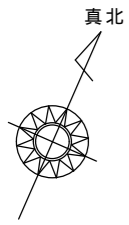
既存建物（残置）
用途：事務所
鉄骨造 2階建て
その他構造

- 申請敷地
- 現況いし
- 計画いし
- 令128条 敷地内の通路を示す（有効幅 1.500）
- 盛土規制法に係る切土・盛土なし
- 設計GL・・・建物が接する地面の最も低い位置に設定
- 建物周囲1M以上の消防活動用通路を確保すること
- 屋外駐車場に屋根は設けない

記録	訂正

株式会社 東宏設計 事務所
 一級建築士事務所登録（千）第1-2401-440号
 一級建築士登録第228307号 大木 建雄

設計	日付	承認	名称	習志野研修・防災センター新築工事（第一期）	図番
	2026.5.30		図名	配置計画図	A-12
			縮尺	(A2) 1:250	

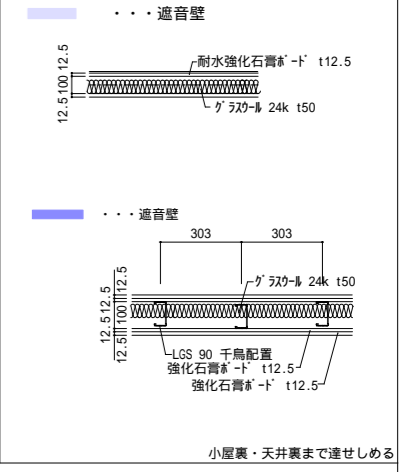
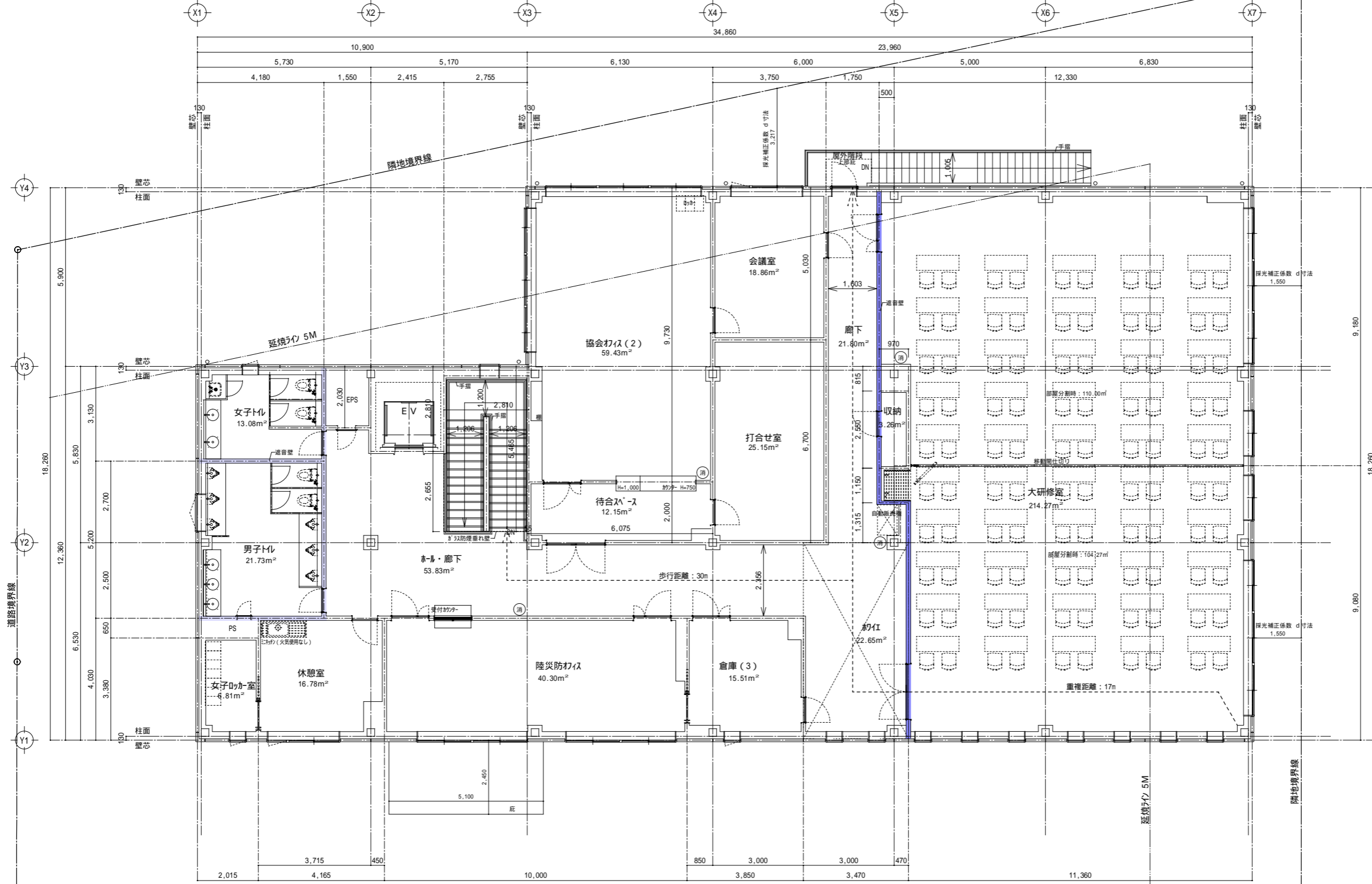
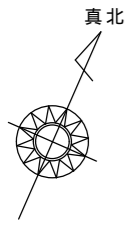


○ ・・・粉末ABC 10型(蓄圧式)、強化液(7割3L又は中性2L)
 粉末と強化液は各階7:3の割合で設置する
 室内は設置台置き、
 外気に面する箇所はBOX(扉付き)設置、固定
 防火対象物の各部分から、
 歩行距離20m以内に設置すること

記録	訂正


 一級建築士事務所登録(千)第1-2401-440号
 一級建築士登録第228307号 大木 建雄

設計	日付	承認	名称	習志野研修・防災センター新築工事(第一期)	図番
	2026.5.30		図名	1階平面図	A-15
			縮尺	(A2) 1:100	

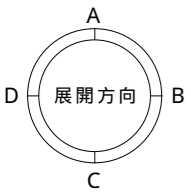


屋内階段
 蹴上：155.92mm
 踏面：270mm
 手摺出幅：80mm

屋外階段
 蹴上：169.61mm
 踏面：250mm
 手摺出幅：-

大研修室・・・一般の集会等には使用しない

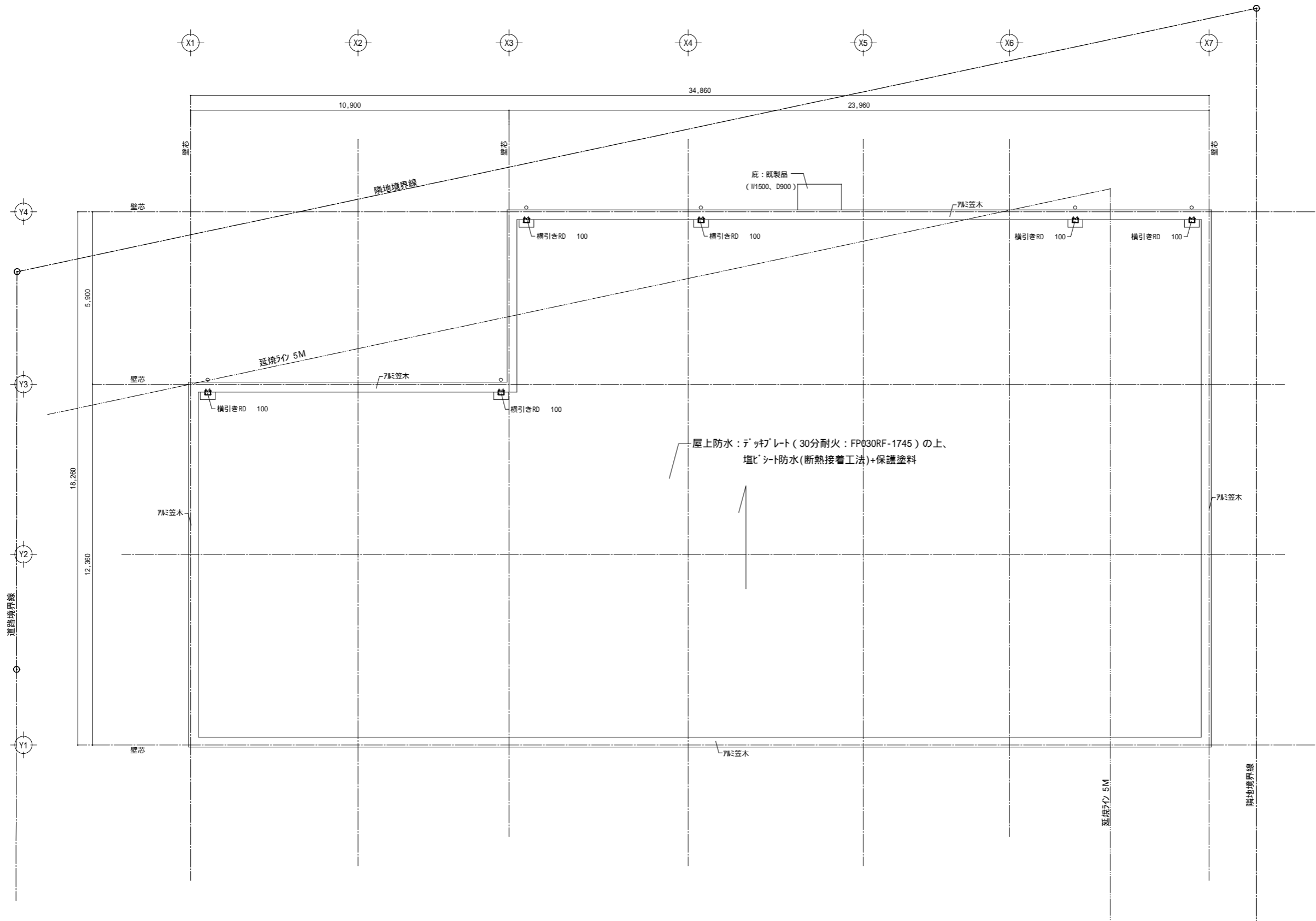
○・・・粉末ABC 10型(蓄圧式)、強化液(7割3L又は中性2L)
 粉末と強化液は各階7:3の割合で設置する
 室内は設置台置き、
 外気に面する箇所はBOX(庫付き)設置、固定
 防火対象物の各部分から、
 歩行距離20m以内に設置すること




記録	訂正

東宏設計 事務所
 株式会社
 一級建築士事務所登録(千)第1-2401-440号
 一級建築士登録第228307号 大木 建雄

設計	日付	承認	名称	習志野研修・防災センター新築工事(第一期)	図番
	2026.5.30		図名	2階平面図	A-16
			縮尺	(A2) 1:100	



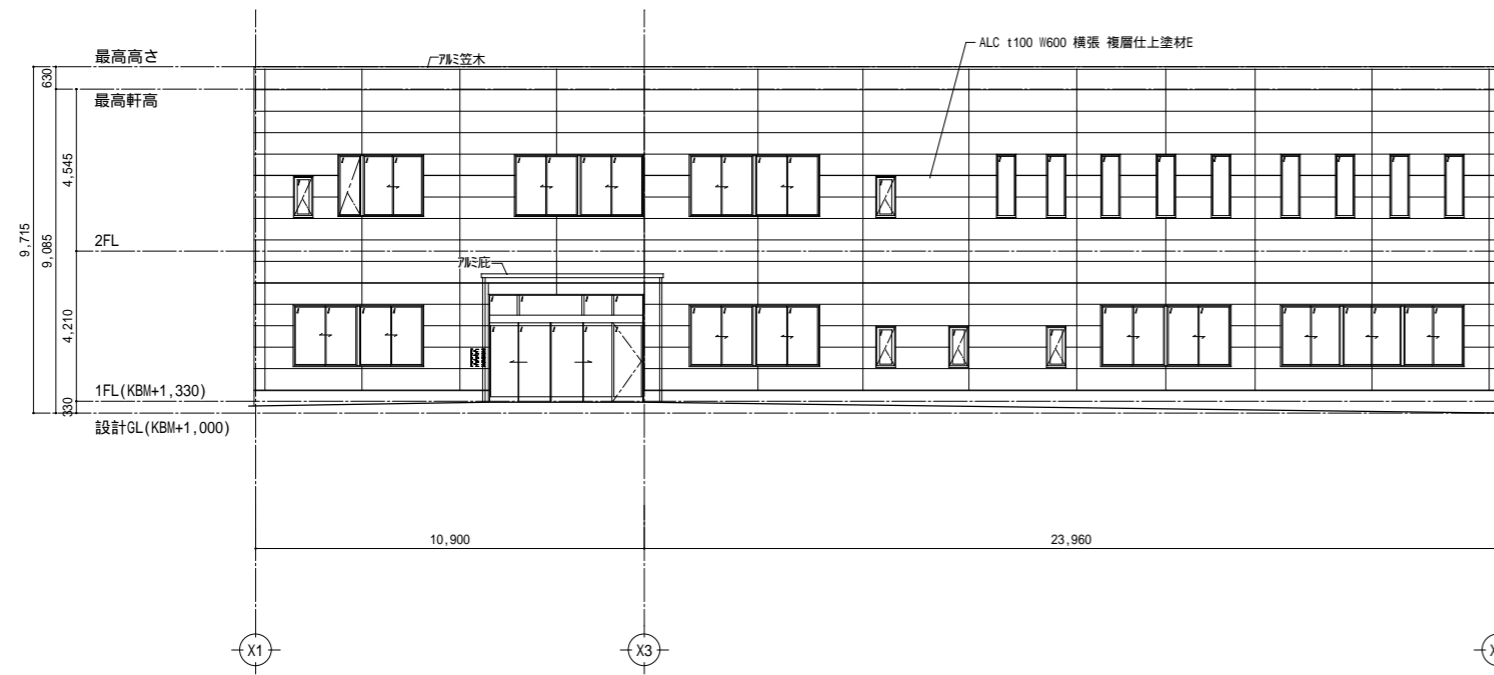
記録	訂正



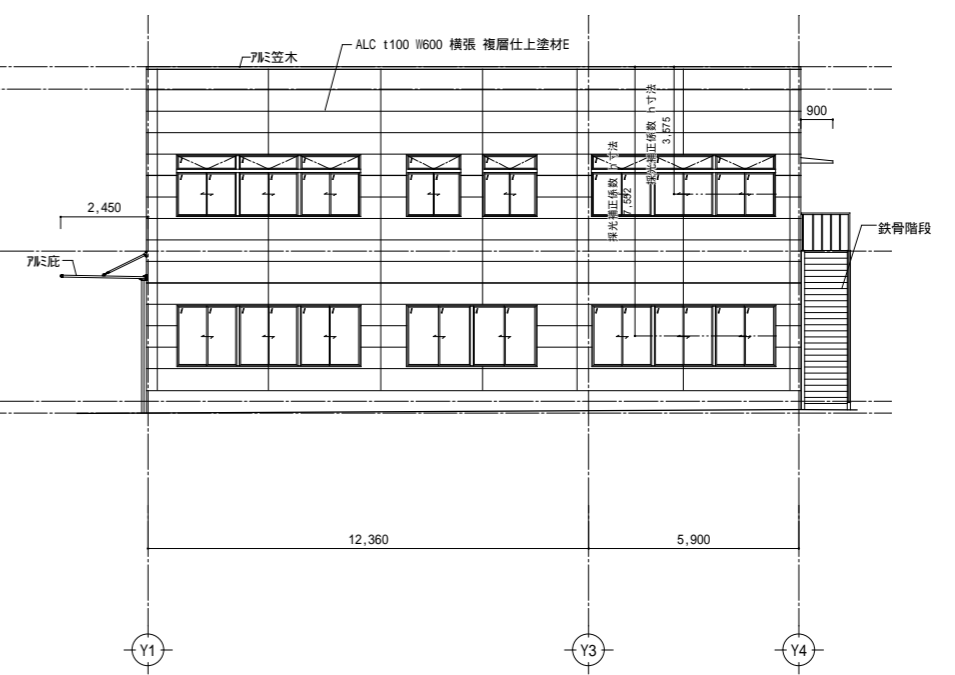
 一級建築士事務所登録 (千) 第1-2401-440号

 一級建築士登録第228307号 大木 建雄

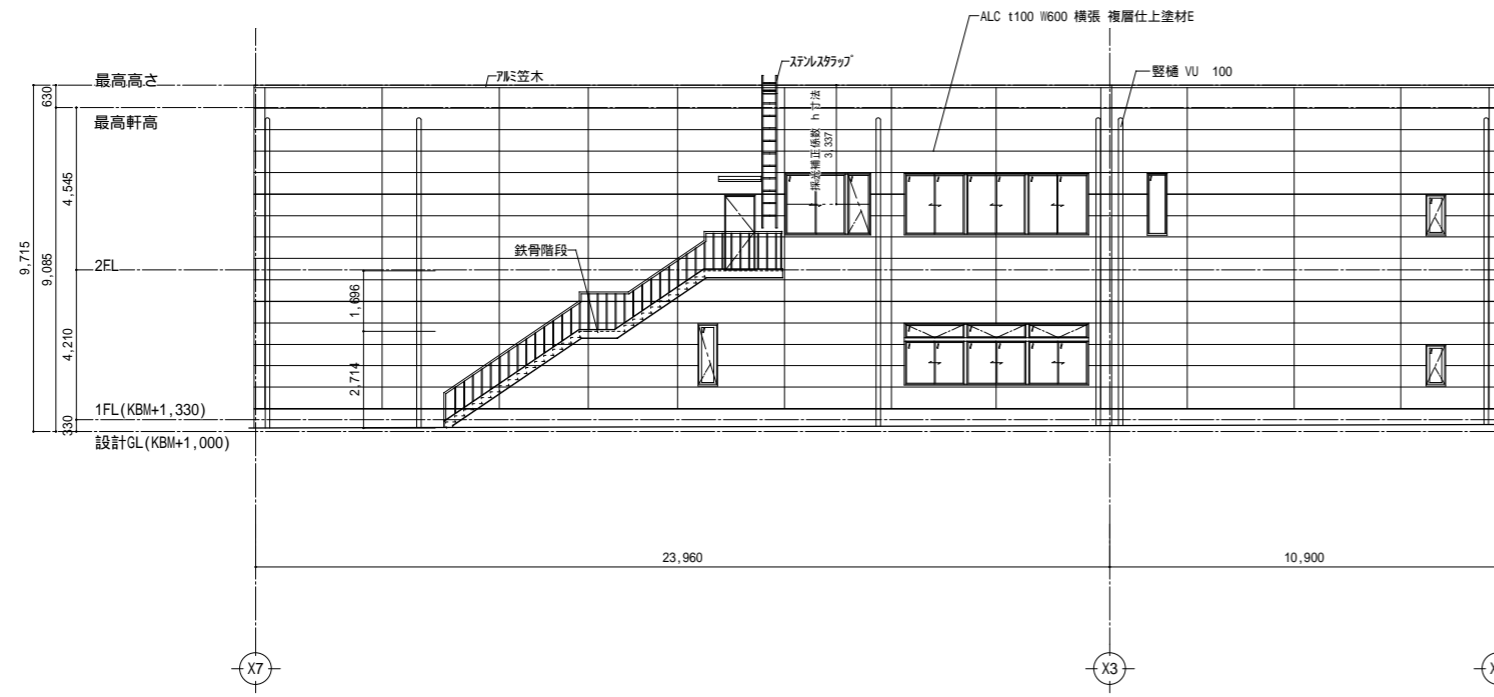
設計	日付	承認	名称	習志野研修・防災センター新築工事 (第一期)	図番
	2026.5.30		図名	屋根伏図	A-17
			縮尺	(A2) 1:100	



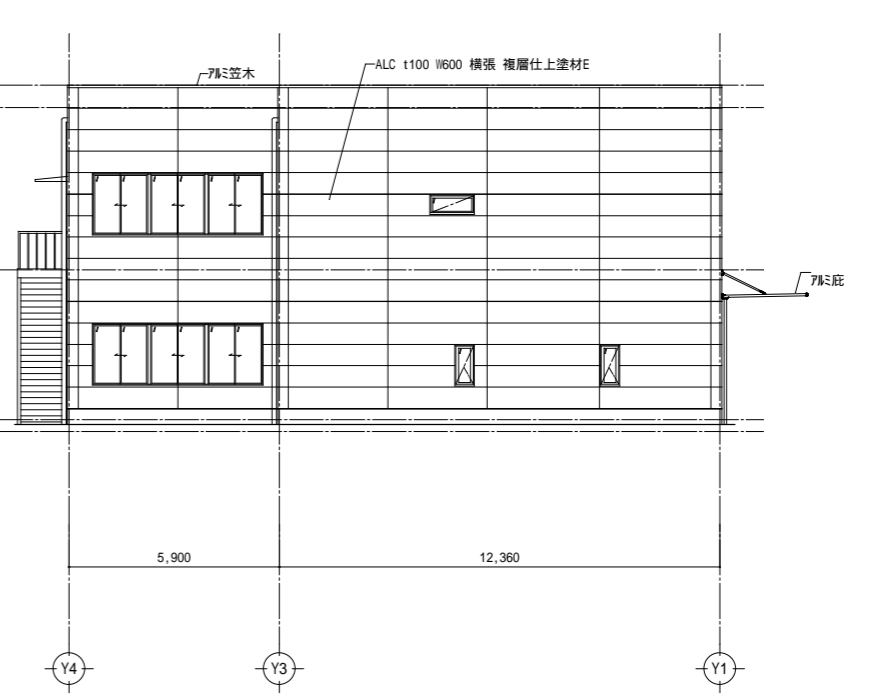
南立面図



東立面図




北立面図



西立面図

記録	訂正


 一級建築士事務所登録 (千) 第 1-2401-440号
 一級建築士登録第 228307号 大木 建雄

設計	日付	承認	名称	習志野研修・防災センター新築工事(第一期)	図番
	2026.5.30		図名	立面図	A-18
			縮尺	(A2) 1:150	